

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則」（案）の概要

千葉県農林水産部畜産課

1 趣旨

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）及び畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例の施行に関し必要な事項を規則で定めます。

2 制定内容

規則で制定する内容は以下のとおりとします。

（1）申請書に添付を要する図書等

畜舎建築利用計画の認定又は計画の変更認定の申請をするときは、申請書に付近見取図、配置図その他知事が必要と認める図書等を添えて提出するものとします。

（2）畜舎等の敷地と道路との関係の認定

畜舎等の敷地と道路との関係の認定の申請は、認定申請書に付近見取図、配置図等の図書、その他知事が必要と認める書類を添付し提出するものとします。

（3）取下げ届・取りやめ届

計画の認定や計画変更などの申請を取り下げようとするときは取下げ届、計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめたときは取りやめ届を提出するものとします。

（4）利用状況の報告

畜舎等の利用状況の報告は、次に定める日までにを行うものとします。

- ・初回の報告：計画の認定を受けた日から起算して5年を経過した日まで
- ・2回目以降の報告：前回の報告をした日から起算して5年を経過した日まで

3 施行期日

令和4年4月1日